

【事業の全体計画】

都市産業株式会社は地球環境保全活動を最重要課題と位置付け、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業を通じて環境負荷の低減に貢献します。

環境負荷の低減では、当社の社訓である【プロは栄え、アマは滅びる】を実践し、お客様のニーズに沿った適正処理を実施するため、当社だけではなく、当社営業ネットワークを通じて行ってまいります。

また処理だけではなくサーマルリサイクル、マテリアルリサイクルにも注力し、お客様の要求される品質に対して満足頂けるよう継続的改善に努めてまいります。

都市産業株式会社は環境負荷の低減に貢献し、お客様や地域社会から信頼される【ONLY ONE】であるために日々邁進してまいります。

事業の内容

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物・一般廃棄物の中間処理業

産業廃棄物処理関連のコンサルティング、各種コンテナ類等の各種販売

タンク・ピット堆積物抜取工事等の各種工事

海洋汚染廃油処理事業

産業廃棄物処分業

【処理計画量】

令和6年度の処理計画

焼却炉稼働日数 : 270 日

処理計画量 : 37,800 t

【具体的な計画】

弊社の焼却炉では約2か月に1度、2週間程度メンテナンス期間を設けて稼働しております。

令和5年度、令和6年度の焼却炉稼働予定は下記のとおりです。

令和6年度焼却炉稼働期間

令和6年 4月 1日～令和6年 5月30日

令和6年 6月19日～令和6年 8月10日

令和6年 8月30日～令和6年10月20日

令和6年11月13日～令和6年12月28日

令和7年 1月18日～令和7年 3月15日

なお状況に応じて上記の稼働期間は多少変動があります。

詳細は弊社営業部にお問い合わせください。

都市産業株式会社 営業部 TEL :0836-83-2830

FAX :0836-83-1176

Email :inquiry-email@toshsiangyo.co.jp

産業廃棄物収集運搬業

【収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量】

廃棄物の種類		運搬量 (t/年)	積替保管を行う場合 の保管場所の住所	予定排出事業場の 名称及び所在地	予定搬入先の 名称及び所在地
廃プラスチック類、金属くず ガラスくず・陶磁器くず・ コンクリートくず 汚泥、廃油、廃酸 廃アルカリ、紙くず、木くず 動植物性残渣、ゴムくず		15	—	各化学工場等	都市産業株式会社 山口県宇部市大字 船木 61 番 41
特別管理	汚泥、廃油 廃酸、廃アルカリ		山口県山陽小野田市 大字有帆字上指月 10003 番 5		

【具体的な計画】

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
段ボール箱	廃試薬、実験廃液	最大20kg	個別容器入り汚泥
ポリ容器	廃試薬、実験廃液	最大20リットル	廃油、廃酸、廃アルカリ

※ 運搬車両の詳細については運搬施設に関する事項にて記載

収集運搬業務を行う時間・休業日

原則として休日（土日祝日）を除いた昼間（8：00～17：00）に行います。

積替保管施設において講ずる措置

- 1) 保管場所は周囲をコンクリートブロック積みの縁石、フェンスで囲い、床面はコンクリート張りとして、入口は施錠を行います。
- 2) 場内保管倉庫は車両コンテナを利用し、コンクリートブロック台座に据え付け後、コンテナ本体はアンカーボルトで床面に固定します。また廃棄物の格納時はコンテナ扉に施錠を行います。
- 3) 管理場所入口には見やすい場所に下記の表示板を取りつけます。

特別管理産業廃棄物保管施設			
種類	汚泥(Hg、Cd、Pb、P、Cr、As、Seを含む) 廃酸(Hg、Cd、Pb、Cr、As、Seを含む) 廃アルカリ(Hg、Cd、Pb、Cr、As、Seを含む)		
管理者 氏名	仲座 幸輝	連絡先	都市産業(株) TEL 83-8347

【環境保全措置の概要】

- ・受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行います。
- 排出事業者及び処理品目については、常に契約書、マニフェスト等で確認を行います。
- ・施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように処理計画を組み、行います。
- ・産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- ・施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を実施し、その結果を記録として保存しておきます。
- ・産業廃棄物の飛散及び流出を防止するため、防液堤の設置ならびに作業マニュアル等の整備を行います。また悪臭の発散を防止するため屋外に放出しないようシャッターを閉めるなどを行います。
- ・構内を清潔に保ち、蚊、はえ等の発生の防止に努めます。
- ・著しい騒音及び振動の発生を抑制し、また周囲の生活環境を損なわないように作業時間を設定する等の必要な措置を講じます。
- ・施設からの排水を放流することはありません。(クローズドシステム採用)
- ・施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。

- ・収集運搬車両及び運搬容器は、産業廃棄物が飛散、流出しないように密閉ドラムの使用やシート掛け等をして行います。
- ・悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないよう必要な処置をして行います。